

加入および会費、負担金規則

第1条 本商工会議所の加入ならびに加入金、会費および特別会費に関することは、定款第11条および第17条に規定するもの他すべてこの規則によらなければならない。

第2条 本商工会議所の会員となる資格を有する者で、本商工会議所に加入しようとする者(以下「申込者」という)は所定の申込書を常議員会に提出しなければならない。

第3条 1. 申込者は常議員会より加入承認の通知が到達した日から30日以内に、加入金ならびに加入の翌月から起算した月割会費を一括して納入しなければならない。
2. 月割会費の計算は、年度会費 × 残り月数 ÷ 12 で求め100円未満は切り捨てる。

第4条 加入金および会費・特別会費の年額を次のとおりとする。

- (1) 加入金の額は、2,000円とする。
- (2) 会費は最低額を、9,000円(3口)とし、1口の金額を3,000円とする。
- (3) 前号の会費の中には、商工かしわ購読料 600円を含むものとする。
- (4) 特別会費の額は、議員総会の承認を得て別に定めた額とする。

第5条 会員の会費持口数は、別表会費口数算定基準表を適用する。

ただし、大型小売業(大規模小売店舗立地法の適用を受けるもの及びこれに準ずるもの)、金融機関その他基準表の適用が実情にそわない業種については、別途協議にうえ定めることができる。

第6条 会員が営業成績その他の理由により会費を減額しようとする場合は常議員会に届出て承認を得なければならない。

第7条 会員が会費を増額しようとする場合、常議員会に届出て承認を得るものとする。

第8条 1. 会費の払込方法は、原則として取引金融機関への口座振替とする。ただし、会員の承諾を得なければならない。

2. 会員の希望により、会費の払込方法について前項によらない場合は次のいずれかの方法により会費を払込むことができる。

- (1) 取引金融機関振込み
- (2) 商店会等一括納入
- (3) 窓口支払

第9条 会費の払込時期は、次の各号の一による。

(1) 年1回払いの場合

全額を5月31日まで納入

(2) 年2回払いの場合

第1回目、半額を5月31日まで納入

第2回目、半額を11月30日まで納入

第10条 特別会費の払込方法、払込時期は第8条、第9条に準ずる。

第11条 第8条第2項による会費等の払込は、所定の会費払込書票によるものとし、所定以外の書票による損害は会員の負担とする。

第12条 1. 次の各号に該当する場合は、会費の納入を免ずることができる。

(1) 天災地変による災害で、営業を一時中止の止むなきに至った場合。

(2) 経営者の疾病または事故により、営業を一時中止の止むなきに至った場合。

(3) その他、常議員会において会費納入の免除が適用であると認められた場合。

2. 常議員会は、営業成績が著しく悪化し、会費納入が一時困難と認められる会員については、その実情に応じ、一定期間会費納入を猶予することができる。

3. 前各項の適用を受けた会員はそのことによって他の会員と差別を受けないものとする。

第13条 1. 特定商工業者は定款第29条第1項に定める負担金

(以下負担金という)を納入する義務を負う。

2. 負担金は、毎年事業年度法定台帳の訂正を行った後に賦課し、本商工会議所の指定する時期に納入するものとする。

3. 払込負担金の払込方法については、第8条を準用する。定款および本規則に定めない事項が生じた場合は、常議員会の議決による。

第14条 定款および本規則に定めない事項が生じた場合は、常議員会の議決による。

第15条 本規則は、議員総会でなければ変更することができない。

付則

1. 本規定は、昭和52年4月1日から実施する。

2. 第4条の改定規定は、昭和56年7月1日より実施する。

3. 本規定の名称および第1条、第4条の改定規定は、平成4年4月1日より実施する。

4. 第3条の改定規定は、平成7年4月1日より実施する。

5. 第5条の一部改正は、平成8年4月1日より実施する。